

1 消費税の総額表示義務の概略について

目的

現在主流の「税抜価格表示」では、レジで請求されるまで最終的にいくら支払えばいいのか分かりにくく、また、同一の商品やサービスでありながら「税抜価格表示」と「税込価格表示」が混在しているため価格の比較がしづらといった状況が生じています。「総額表示の義務付け」は、このような状況を解消するために、**消費者が値札等を見れば「消費税相当額を含む支払総額」が一目で分かる**ようにするためのものです。

「総額表示」が実施されることにより、消費者は、**いくら支払えばその商品やサービスが購入できるか、値札や広告を見ただけで簡単に分かる**ようになりますし、**価格の比較も容易**になります。これにより、これまで価格表示によって生じていた煩わしさが解消され、消費税に対する国民の理解を深めていただくことにつながると考えます。

(財務省主税局HPより抜粋)

Point!

今回の総額表示の義務付けにあたっては、不履行の場合でもとくに罰則はありませんが、(景品表示法上の禁止事項に抵触するおそれがあります)総額表示がお客様の間に浸透すれば、お客様は全て“表示価格は全て税込み”と認識してしまいます。お会計時の余計な混乱を避けるためにも対応をお勧めします。

対象

値札、商品陳列棚、店内表示、商品カタログ等への価格表示
商品のパッケージなどへの印字、あるいは貼付した価格表示
新聞折込広告、ダイレクトメールなどにより配布するチラシ
新聞、雑誌、テレビ、インターネットホームページ、電子メール等の媒体を利用した広告
ポスター など

(財務省主税局HPより抜粋)

Point!

実際のサロン内では、メニュー表・看板・店販品陳列棚の料金ラベル・チラシ・リーフレット・DM・E-mail・ホームページ・雑誌や新聞広告・値引後の料金提示のあるサービス券等が対象になります。

また、取引成立後に作成される領収書やお客様にお見せする可能性のある伝票等は直接の対象とはなりません。お客様とのトラブル回避や端数処理の特例適用のため、お客様の直接目の触れうる価格表示については総額表示にしておいた方がよろしいでしょう。

また、店販商品等に記載されている“メーカー希望小売価格”もお店側にて税込価格で表記される事をお勧めします。

表示方法について

現在、外税方式にて本体価格『9,800円』で提示している商品では下記の様な表記となります。

- 『10,290円』
- 『10,290円(税込)』
- 『10,290円(本体価格9,800円)』
- 『10,290円(うち消費税等490円)』等

Point !

税込価格を税抜価格に比べ目立たないような色使いをしたり小さく表示しなければ、

『9,800円(税込10,290円)』という表記方法でも構いません。

値引項目につきましては、例えば『20% OFF』や『1,000円引き』等は対象とはなりません
が、値引前の価格は総額表示とし、値引後の価格を表記する場合も総額表示としなければ
なりません。

税抜価格表示と総額表示の具体的に計算結果の違いの出る場合があります。

例えば・・・

税込157円(税抜150円)の商品を10本販売した場合・・・

『税込価格』を基準とした計算

$$157 \text{ 円} \times 10 \text{ 本} = 1,570 \text{ 円}$$

『税抜価格』を基準とした計算

$$150 \text{ 円} \times 10 \text{ 本} \times 1.05 = 1,575 \text{ 円}$$

となり、お客様から頂く金額に5円の差が生じてしまいます。